

公 告

このたび旭川市の一部を受益地域とする土地改良（旭正南第 2 地区（農業用排水施設、区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 85 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 85 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 7 年 10 月 17 日

申請人 旭川市東旭川町旭正 198 番地の 2 日比野 薫
旭川市東旭川町旭正 49 番地 八十八農場株式会社 佐野 彰俊

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

（2）縦覧期間

令和 7 年 10 月 17 日から令和 7 年 11 月 6 日まで

（3）縦覧場所

旭川市のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

ア 郵便 〒078-8368

旭川市東旭川町旭正 312 番地の 13

東和土地改良区

イ ファクシミリ

0166-32-2244

ウ 電子メール

info@touwa.or.jp

(2) 意見書の提出期限

令和 7 年 11 月 6 日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、東和土地改良区までお問い合わせください。